○農林水産省告示第二千二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県八幡平市保戸坂一一二の二、一一二の二四、扇畑二二四の五、二二四の九七、二二四の九八、二二四の一〇八から二二四の一一五まで、二二四の一六九、二二四の一七〇、二二四の一七四、二二四の一七六、二二四の一七七、二二四の一八〇、二二四の一八一、二二四の一八三、赤坂田二六一の三五（次の図に示す部分に限る。）、二六一の三六、二六一の三七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び八幡平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百九号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十月十四日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

学校の名称	学部・学科名	備考
鹿児島県立大島工業高等学校	電気機械科	全日制 平成二十四年三月までの卒業生については従前のとおりとする

○国土交通省告示第千三十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

国土交通大臣　前田　武志

路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
第二東海自動車道横浜名古屋線	静岡県駿東郡小山町生土字西沢奥六二六番一から同県駿東郡小山町一色字川原一七七四番九まで	最大　五一四 最小　三三	九、〇七八
	御殿場市上小林字熊倉一三二三番五から同市駒門字柳沢三四七番二まで	最大　五〇二 最小　二〇	八、六六二

○農林水産省告示第二千二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県岩手郡葛巻町江刈第一地割字江刈川九五の二一・九五の五五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、江刈第二地割字江刈川一二八の一、一二八の二二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び葛巻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十四日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

国土交通大臣　前田　武志

路線名	区間		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
東北縦貫自動車道弘前線	福島県岩瀬郡鏡石町大字鏡田字蒲之沢町五六七番地先から同県岩瀬郡鏡石町大字鏡田字蒲之沢町二三三番四一地先まで	変更前	最大　五二 最小　四一	三六
		後	最大　五二 最小　三五	

○国土交通省告示第千三十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十四日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

国土交通大臣　前田　武志

路線名	区間		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北陸自動車道	白山市宮永新町四五一番一から同市中新保町三九八番まで	変更前	最大　四八 最小　三二	三三九
		後	最大　五八 最小　三七	
	金沢市福増町ロ一一番二から同市中屋町二六七番六まで	前	最大　五〇 最小　三三	三八五
		後	最大　五六 最小　三六	

○国土交通省告示第千三十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十四日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

国土交通大臣　前田　武志

路線名	区間		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
東北横断自動車道酒田線	山形市大字関沢字相ノ沢二二一番九から同市大字関沢字岩ノ沢二三七番二まで	前	最大　二五〇 最小　五〇	二〇〇
		後	最大　二七九 最小　五〇	